

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年6月10日答申分

## ○答申の概要

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を不要としたもの | 4件 |
| 厚生年金保険関係            | 4件 |

(別添)

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900120号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000004号

## 第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成4年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日  
② 平成27年12月18日  
③ 平成28年7月25日  
④ 平成28年12月15日

私が所持している賞与明細書によると、請求期間①から④までにA社から賞与の支払があり、当該賞与に係る厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無いので、各請求期間の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書によると、請求期間①から④までに係る支給額、保険料控除額及び振込支給額が記載されており、B銀行から提出された請求者の預金口座に係る為替明細表(被仕向明細照会結果)によると、請求期間①から④までと同日に当該振込支給額と同額が振り込まれていることが確認できる上、依頼人名欄には「A社(カタカナ)」、備考1欄には「ショウヨ」の記載が確認できる。

しかしながら、A社は、請求者に対して請求期間①から④までに係る賞与を支払っていない旨回答している上、A社から提出された請求者に係る平成27年分及び平成28年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、いずれも賞与の欄は空欄であり、A社から請求者に対して請求期間①から④までの賞与が支払われた記載が無い。

また、A社は賞与を支払っていないとする理由について、請求期間②と同日付の請求者の署名捺印が確認できる「確認書」(以下「確認書」という。)を提出してお

り、当該確認書によれば、請求期間①及び②について、A社が賞与を支払える経営状況になかったことから、A社の理事から個人的に賞与手取相当額を受領する旨の記載があることが確認でき、請求者も当該確認書を提出したことを覚えている旨陳述している。

さらに、A社が平成 27 年から事務業務を委託しているC社の担当者は、請求期間③及び④に支払った金銭についても確認書の内容と同様にA社の理事が個人的に支払った旨をA社の従業員に説明した旨陳述している。

加えて、各請求期間当時にA社において経理及び社会保険事務に関与していた複数の者は、請求期間①から④までにA社の従業員に振り込まれた金銭について、A社の理事が個人的に支払ったものである旨陳述している。

なお、A社は、請求期間①から④までに係る賞与明細書は基本計算の資料である旨回答しており、C社の担当者は、基本計算の資料についてはA社の理事が個人的に支払う賞与手取相当額を計算するための資料であると思う旨陳述している。

これらのことから、為替明細表により確認できる請求期間①から④までに請求者の預金口座に振り込まれた金銭は、A社からの厚生年金保険法上の賞与とは認めることはできず、当該金銭が厚生年金保険料控除後の金額であるとは判断できない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900278号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000005号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年11月から同年12月まで

私は、請求期間にA社に勤務していたが、国の記録では厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同社から給料が振り込まれた預金通帳(写し)を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写し)によると、平成7年12月29日及び平成8年1月31日にA社からの振込額が認められるところ、同社において厚生年金保険被保険者であった者のうち、請求期間に厚生年金保険被保険者であった者及び請求者が同僚として名前を挙げた者と同姓又は同名の者に行った文書照会(以下「同僚照会」という。)に対して、複数の同僚が同社における給与支払日は月末であったと回答していることから、当該振込額は同社における給与に係るものであると推認できる。よって、請求者は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同僚照会において請求者の同社における勤務期間及び勤務実態について具体的な回答は得られなかった。また、閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成14年11月30日に解散しており、請求期間当時の同社の代表取締役はオンライン記録によると、既に死亡していることが確認できる上、請求期間当時の同社の取締役であり、解散時の代表取締役及び清算人であった者は、資料は何も無い旨回答している。これら

のことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、企業年金連合会は、請求期間においてA社が加入していたB厚生年金基金に係る請求者の加入記録は無い旨回答している。

さらに、請求者から提出された預金通帳（写し）においてA社からの振込額が確認できるものの、同僚照会において同僚から同社に係る給与明細書の提供は無かったため、同社が請求期間に係る厚生年金保険料控除額の算出に用いていた厚生年金保険料率を確認することができず、当該振込額から請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900279号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000006号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年8月

年金事務所からのお知らせ文書によりA社における請求期間の賞与の記録が無いことが分かった。請求期間において賞与が支給されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者はA社のものとして、事業所名及び支給年が記載されていない賞与に係る給料明細書(以下「賞与明細書」という。)及び給与に係る給料明細書(以下「給与明細書」という。)並びに同社に係る平成15年分から平成18年分までの給与所得の源泉徴収票、平成16年度、平成17年度及び平成19年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)並びに平成19年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)を提出しているところ、請求者から提出された賞与明細書及び給与明細書は、いずれも同僚から提供されたものと同じ様式であることから、同社のものと認められる。

しかしながら、請求者から提出された3枚の賞与明細書のうち、2枚の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、平成18年又は平成19年における厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料控除額と一致していることが確認でき、事業主が誤って、請求期間より2年以上後の厚生年金保険料率に基づいた厚生年金保険料を控除することは考え難いことから、請求者から提出された賞与明細書のうち、当該2枚の賞与明細書は請求期間の賞与に係るものではないことがうかがえる。

また、請求者から提出された賞与明細書のうち、残りの1枚の賞与明細書につい

て、当該賞与明細書において厚生年金保険料控除額の算出に用いられている厚生年金保険料率は、請求期間を含めて制度上、存在しない厚生年金保険料率である上、請求者のオンライン記録において、平成19年8月及び同年12月に当該賞与明細書の支給額と同額の標準賞与額の記録が確認できることから、当該賞与明細書が必ずしも請求期間のものであるとは言えない。

さらに、請求者から提出された給与明細書において、支給月が1月、4月及び10月である給与明細書は確認できず、請求者は平成16年の1月から12月までの期間に支給された全ての給与明細書を所持しているとは言えないことから、請求者から提出された平成16年分の源泉徴収票及び平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）から請求期間の賞与に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

加えて、A社、請求者及び同僚は、同社における賞与及び給与は振込ではなかった旨回答していることから、請求者に係る預金通帳又は金融機関の取引履歴から請求期間の賞与に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、A社は、請求期間に係る貸金台帳等の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は保管していない旨回答している上、請求者は、提出した賞与明細書及び給与明細書以外の賞与明細書及び給与明細書は所持していないことから、請求期間に係る請求者の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、請求者は、平成15年11月にA社に入社し、3か月間の試用期間が終了した後の平成16年2月から厚生年金保険に加入したとしているところ、同社は、入社1年未満の従業員には賞与を支給しなかったこともある旨回答している上、同社では入社1年未満の従業員には賞与が支給されていなかった旨回答している同僚もいることから、請求期間当時、同社では、入社1年未満の従業員に対しては、賞与を支給しなかったこともあることがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900280号  
厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000007号

## 第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年8月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年8月  
⑤ 平成17年12月  
⑥ 平成18年8月  
⑦ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から⑦までの賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)及び平成15年から平成18年までの月例給に係る給与支給明細書(以下「給与明細書」という。)は所持していないが、夏は基本給の1.5倍で約24万円、冬は基本給の2倍で約36万円の賞与を支給されており、賞与支給額のうち12万円を財形に積み立てしていたので、調査の上、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、請求期間①から⑦までに係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑦までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から⑦までに係る請求者の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A事業所及び請求者並びに複数の同僚は、同事業所の賞与の支払方法について、振込ではなかった旨回答していることから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、事業主は、請求期間①から⑦までの賞与支給額について、賞与支給年の4月の基本給（年1回4月に変更）に賞与支給率を乗じて算出していたが、賞与支給率については、平成20年より前は不明である上、職員の勤務成績や出勤状況等を考慮しており、同じ職種の者であっても異なることがあった旨回答している。また、請求者は、平成15年から平成18年までの基本給を確認できる給与明細書を所持していない上、複数の同僚から提出された給与明細書の基本給及び賞与明細書の基本賞与額から算出される平成15年から平成19年までの賞与支給率は必ずしも同じではないことが確認できることから、請求者の基本給から、請求者の請求期間①から⑦までに係る賞与支給額を推認することはできない。

また、請求者は、賞与支給額のうち12万円を財形に積み立てしていた旨主張しているところ、A事業所から提出された請求者に係る平成20年の賞与に係る貸金台帳によると、同年8月及び同年12月に支給された賞与において、各12万円が財形積立されていることが確認できる。しかしながら、複数の同僚から提出された請求期間①から⑦までに係る賞与明細書によると、財形積立を行っていない者が確認できる上、財形積立額は賞与支給額の一定割合ではないことが確認できることから、請求者の財形積立額から、請求期間①から⑦までに係る賞与支給額を推認することはできない。

さらに、請求者は、平成19年度町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）を提出しているところ、平成18年の給与明細書は所持していない旨陳述していることから、当該決定通知書から、請求期間⑥及び⑦に係る賞与支給額及び保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑦までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。